

○松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 45 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 41 号

平成 29 年 3 月 28 日告示第 32 号

平成 31 年 3 月 29 日告示第 42 号

平成 31 年 4 月 26 日告示第 67 号

令和 3 年 4 月 28 日告示第 64 号

(目的)

第 1 条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下この号において「BOD」という。）除去率 90 パーセント以上、放流水の BOD が 20 mg/L 以下（日間平均値）の機能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取って処分する方式の便槽を含む。）をいう。ただし、可動式のくみ取り便槽を除く。
- (4) 転換 専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を 10 人槽以下の浄化槽に入れ替えること（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合（専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替える場合（別棟を建築し、その別棟に設置する浄化槽

を除く。)を除く。)を除く。)をいう。

(5) 専用住宅 主として住居を目的とした住宅（小規模小売店舗等を併設した住宅（住居部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。）を含む。）をいう。

（補助対象地域）

第3条 補助対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画の認可を受けた区域及び農業集落排水処理施設等の生活排水処理計画を有する区域を除く町全域とする。

（補助金の交付）

第4条 町長は、補助対象地域において、専用住宅に「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、消費電力が次の表に掲げる数値以下である環境配慮型浄化槽を転換により設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

人槽 (人)	通常型 (W/h)	BOD 10mg/L以下 (W/h)	りん除去型 (W/h)
5	39	53	83
7	55	75	90

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 確認申請を要する建築物の増築（専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替える場合（別棟を建築し、その別棟に設置する浄化槽を除く。）に限る。）について、確認申請を行わずに浄化槽を設置する者

(3) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者

(4) 販売を目的として、専用住宅を建築（増改築を含む。）する者

(5) 既に補助金の交付を受けた浄化槽付住宅を購入する者

- (6) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (7) 公共事業により、浄化槽及び既存単独処理浄化槽が補償の対象とされる者
- (8) 町税を滞納している者
- (9) 松伏町内に住所を有しない者
- (10) その他町長が不適当と認めた者

(平成29告示32・一部改正)

(補助金額)

第5条 補助の対象とする経費は、次に掲げるものに要する経費とし、補助金の額は、別表に定める額を限度とする。

- (1) 浄化槽の転換による設置に要する経費
- (2) 浄化槽の転換により既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分（清掃、消毒及び汚泥処理並びに撤去（埋設された既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の掘り起こしをいう。）並びに処理（撤去した既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の運搬、中間処理及び最終処分をいう。）することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、処分に要する経費
- (3) 浄化槽の転換により配管工事を行う場合にあっては、配管工事に要する経費

2 前項による補助対象経費の区分に応じた補助金それぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図及び設置図
- (3) 浄化槽に関する調書及び認定シート
- (4) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分及び工事に係る費用を明記し

た見積書

- (5) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
 - (6) 浄化槽設備士免状の写し又は昭和62年以前の浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証の写し
 - (7) 専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
 - (8) 既存単独処理浄化槽の入槽を明らかにする書類
 - (9) 既存単独処理浄化槽の処分前（現況）の写真
 - (10) 完納証明書
 - (11) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定等）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の補助金交付決定通知書に条件を付することができる。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更等承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、浄化槽設置整備事業変更等承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内（前条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受理した日から1か月以内）又は当該補助事業年度の3月10日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との浄化槽維持管理一括契約書の写し
- （2） 法第7条及び法第11条に定める水質検査の依頼書の写し又は当該水質検査の手数料を支払済であることを証したものの写し
- （3） 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分及び工事の明細を明示した領収書の写し
- （4） 施工状況写真
- （5） 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分作業が確認できる写真等
- （6） その他町長が必要と認める書類

（平29告示32・一部改正）

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及び補助金交付決定通知書に付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

(施工の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第41号)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年告示第32号)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年告示第42号)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設

置については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年告示第 67 号）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年告示第 64 号）

- 1 この告示は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の松伏町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る浄化槽の設置について適用し、同日前の申請に係る浄化槽の設置については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

（令和 3 告示 64 ・一部改正）

補助対象経費	補助金の額
浄化槽の転換に要する経費	当該費用の額と次に掲げる浄化槽の人槽区分に応じそれぞれに定める額とを比較して少ない額 (1) 5 人槽 352,000 円 (2) 6～7 人槽 434,000 円
処分に要する経費	当該処分費の額と 30,000 円とを比較して少ない額
配管工事に要する経費	当該配管工事費の額と 60,000 円とを比較して少ない額